

議案第61号

米原市印鑑条例の一部を改正する条例について

米原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市民の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等の多機能端末機で個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付を行うことに伴い、その手続等に係る所要の規定を整備するため、この案を提出するものである。

米原市印鑑条例の一部を改正する条例

米原市印鑑条例（平成 17 年米原市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条を第 20 条とし、第 16 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 16 条 第 13 条および前条第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

米原市印鑑条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市印鑑条例</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 第13条および前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第17条～第20条 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年10月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市印鑑条例</p> <p>第1条～第15条 略</p> <p>第16条～第19条 略</p>